

法令適用事前確認手続 回答書

令和8年8月18日

行政書士 久保田 勝彦 殿

国土交通省物流・自動車局貨物流通事業課長

令和8年6月20日付文書をもって照会のあった件については、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1 回答

照会のあった【事実 A】、【事実 C】については、自社のニーズや発意に応じて運送が行われ、また、運送行為の対価も発生していないと認められる場合には、貨物自動車運送事業法（以下、「法」という。）第3条の適用対象とならず、【事実 B】については、運送の対価としての有償性がない場合には、法第3条の適用対象とならないと考えられる。また、いずれの場合においても、照会のあった事実が法第3条の適用対象となる運送行為であることを知りながら、同条による許可を取得していない者に委託を行った場合については、法第65条の2の適用対象になると考えられる。

2 当該事実が照会法令の適用対象となる可能性があることに関する見解及び根拠

貨物自動車運送事業とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業をいい、当該行為については、貨物自動車運送事業法に基づく許可等が必要となり、当該事業に該当するかどうかは、個別の運送形態を踏まえて、実質的に判断することとなる。

【事実 A】の運送行為は、建設会社と雇用関係にある従業員が、建設会社の車両を使用して、当該建設会社が工事を行う現場まで、自ら所有する工事資材を運送するものとされている。当該

運送行為については、自社のニーズや発意に応じて運送が行われ、また、運送行為の対価も発生していないと認められる場合には、法第3条の適用対象とはならないと考えられる。

【事実 B】の運送行為は、建設会社と雇用関係にある従業員たる運転者（一人親方）が、当該建設会社による工事で発生した残土を運送するものとされている。当該運送行為については、建設会社が自ら行う建設工事の一環として密接不可分であり、その業務に付帯して行われる場合は、当該運送行為が建設工事の過程に包摂しているものと認められ、名目の如何にかかわらず運送の対価としての有償性がない場合には、法第3条の適用対象とならないと考えられる。なお、運送を行う建設会社が元請事業者、下請事業者のいずれであっても、その差異が法の許可要否に影響を及ぼすものではない。

【事実 C】の運送行為は、建設会社と雇用関係にある従業員（オペレーター）が、建設会社の車両を使用して、当該建設会社が所有する重機を、オペレーターが重機を使用する工事現場まで運送する、または当該工事現場から引き取るものとされている。当該運送行為は、自社のニーズや発意に応じて運送が行われ、また、運送行為の対価も発生していないと認められる場合には、法第3条の適用対象とならないと考えられる。

また、いずれの運送行為においても、当該運送行為を委託した者については、法第3条の適用対象となる運送行為であることを知りながら、同条による許可を取得していない者に委託を行った場合は、法第65条の2の適用対象となる。

なお、運送事業以外の事業に付帯して密接不可分のものとして行われるものであるかどうか、有償性を有するものであるかどうか等については、個々の事案ごとに判断することとなる。

個別具体のご相談については、運輸局及び運輸支局へお問い合わせください。